

交通安全かわら版

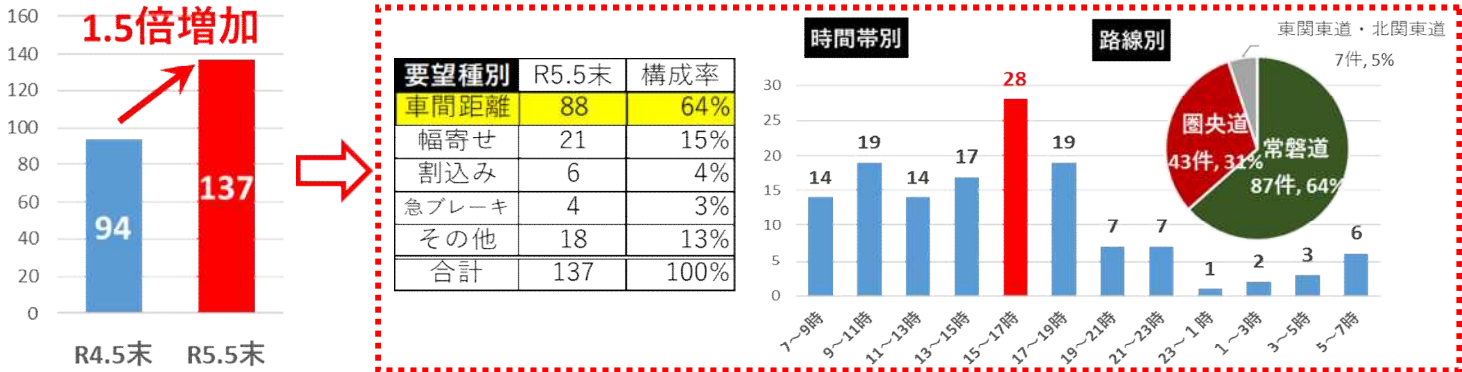
令和5年6月
茨城県警察本部交通総務課
No. 29

～ 高速道路におけるあおり運転の現状～

STOP! あおり運転!!

～ 妨害運転罪施行(R2. 6. 30)から3年が経過～

高速道路におけるあおり運転の取締り要望の状況



本年5月末の取締り要望件数は、昨年に比べ1.5倍に増加。取締り要望の種別では、車間距離不保持が64%を占める。時間帯別では15時～17時が最も多く、路線別では常磐道が64%を占める。

あおり運転は犯罪です。

妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



	①妨害運転 (交通の危険のおそれ)	②妨害運転 (著しい交通の危険)
内容	他の車両等の通行を妨害する目的で、その車両等に交通の危険を生じさせるおそれのある方法により「一定の違反(上図の10種類の違反)」を行った場合	①の罪を犯し、それによって、高速自動車国道等で他の自動車を停止させるなど、著しい交通の危険を生じさせた場合
罰則違反点	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 25点 (免許取消し・欠格期間2年)	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 35点 (免許取消し・欠格期間3年)

あおり運転を受けた時の対処法

- ▶ まずは、自分自身が交通事故を起こさないよう、冷静に対応しましょう。
- ▶ 一般道路では駐車場、高速道路ではサービスエリアやパーキングエリアなどの安全な場所に待避しましょう。
- ▶ 迷わず110番通報しましょう。
- ▶ 相手の挑発に乗らず、ドアロックをしたうえで車外に出ないようにしましょう。

思いやり・ゆずり合いの気持ちで安全運転を!